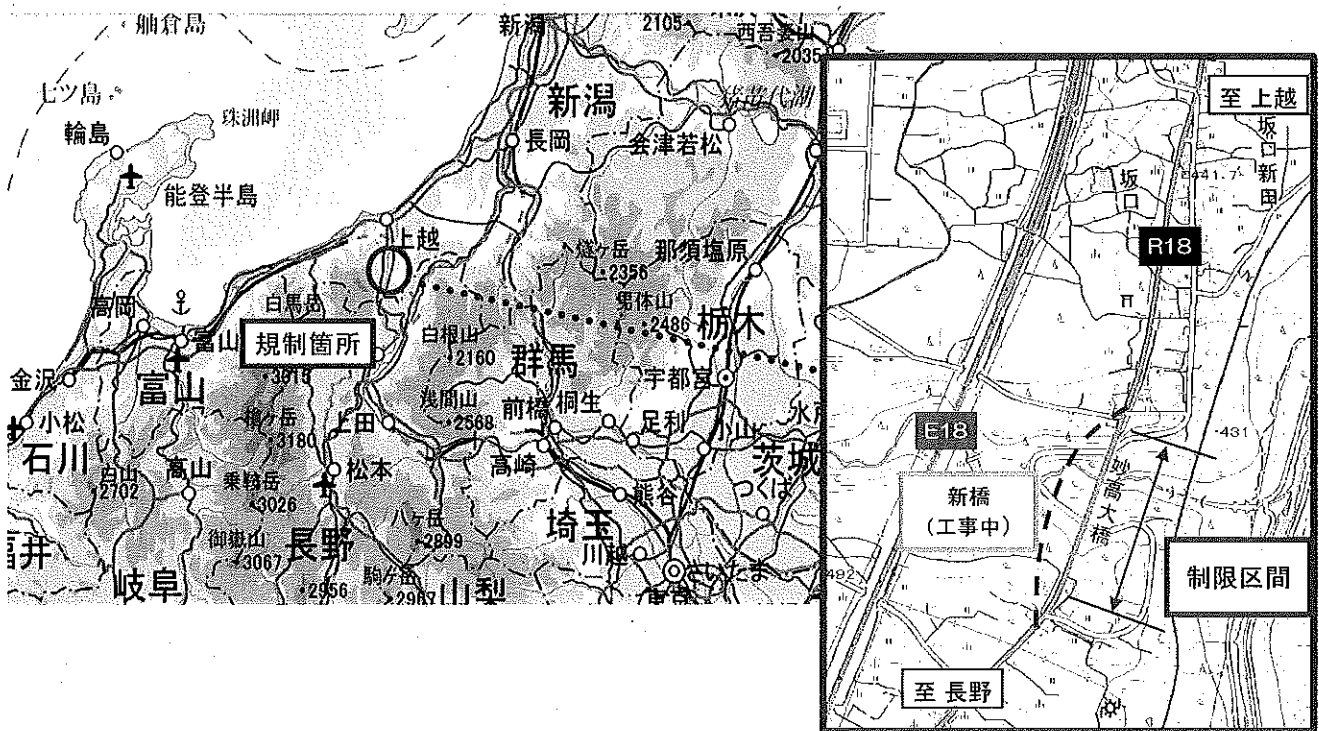


みょうこうおおはし
国道18号 妙高大橋 特殊車両の通行制限について

- ・新潟県妙高市の国道18号妙高大橋においては老朽化が進んでいるため、新橋への架替工事を鋭意進めているところです。
- ・今回、現在の妙高大橋の老朽化対策として令和2年2月12日より新橋への架替までの間、総重量44tを超える特殊車両は通行することができなくなることをお知らせします。

1. 規制場所 にいがたけん みょうこうし ふたまた さかぐちしんでん
新潟県妙高市二俣～同市坂口新田 地先



2. 通行制限期間 令和2年2月12日(水)～新橋完成まで

◎お問い合わせ先

国土交通省 高田河川国道事務所 TEL 025-523-3136(代)
道路管理第一課 TEL 025-521-4555